

## 平成30年度 日吉台学区カーブミラー要望書及び回答書

番号	新・継	要望内容及び要旨	担当課	回答要旨	図面写真
1	新	平石古墳、日吉台1-28-8, 日吉台1-27-11および12が面する交差点にカーブミラーの設置をお願いします。当該交差点は交差点内または交差点から5メートルの範囲に違法に駐車する車両のためもあって道路中央をはみ出して通行せざるを得ない車両も多く出会い頭に衝突する危険が大きい。設置場所は1-27-11, 1/27-12側でその中間が適当と思います。	道路・河川管理課	関電柱への共架設置のことから、関西電力との協議してまいります。	図面 B 写真 23
2	新	日吉台3丁目と4丁目を区分する坂道を下ってきて高橋川沿いのふれあい北通り、ふれあい南通りと交差する交差点があります。一般的にはふれあい北通り、南通りが優先道路であると理解されていて車両は相当な速度で走行しています。地区外でそれを知らない人は道路の巾等から上記坂道を優先道路と考え、そのため出会い頭の衝突の可能性があります。上記坂道道路がそれぞれふれあい南北通り、南通りと交差する部分に有効なカーブミラーを設置するか、坂道道路側に一時停止標識4本の設置をお願いしたい。	道路・河川管理課  自治協働課	隅切り、交差点、マークが設置されており、視距も確保されておりますので、現状でご了承願います。  【道路・河川管理課】  一時停止の標識の設置に関しましては、滋賀県公安委員会（大津警察署）が設置の可否を判断しております。 当課から当該要望につきまして、大津警察署にお伝えいたします。  【自治協働課】	図面 C
3					

※「継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

自治会名 日吉台1丁目北自治会